

■慢性維持透析患者外来医学管理料 2, 250点 ■

注1 入院中の患者以外の慢性維持透析患者に対して検査の結果に基づき計画的な医学管理を行った場合に、月1回に限り算定する。

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げる検査は、所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、生化学的検査(II)判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

- イ. 尿中一般物質定性半定量検査
- ロ. 尿沈渣(鏡検法)
- ハ. 糞便検査 : 糞便中ヘモグロビン定性
- ニ. 血液形態・機能検査 : 赤血球沈降速度(ESR)、網赤血球数、末梢血液一般検査、末梢血液像(自動機械法)、末梢血液像(鏡検法)、ヘモグロビンA1c(HbA1c)
- ホ. 出血・凝固検査 : 出血時間
- ヘ. 血液化学検査 : 総ビリルビン、総蛋白、アルブミン(BCP改良法・BCG法)、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリンエステラーゼ(ChE)、アミラーゼ、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ(γ -GT)、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレチアンキナーゼ(CK)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、鉄(Fe)、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)、グリコアルブミン、1, 5-アンヒドロ-D-グルシトール(1, 5AG)、1, 25-ジヒドロキシビタミンD₃、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(TIBC)(比色法)、蛋白分画、血液ガス分析、アルミニウム(AI)、フェリチン半定量、フェリチン定量、シスタチンC、ペントシジン
- ト. 内分泌学的検査 : トリヨードサイロニン(T₃)、サイロキシン(T₄)、甲状腺刺激ホルモン(TSH)、副甲状腺ホルモン(PTH)、遊離トリヨードサイロニン(FT₃)、C-ペプチド(CPR)、遊離サイロキシン(FT₄)、カルシトニン、心房性Na利尿ペプチド(ANP)、脳性Na利尿ペプチド(BNP)
- チ. 感染症免疫学的検査 : 梅毒血清反応(STS)定性、梅毒血清反応(STS)半定量、梅毒血清反応(STS)定量
- リ. 肝炎ウイルス関連検査 : HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体定性・定量
- ヌ. 血漿蛋白免疫学的検査 : C反応性蛋白(CRP)、血清補体価(CH₅₀)、免疫グロブリン、C₃、C₄、トランスフェリン(Tf)、 β_2 -マイクログロブリン
- ル. 心電図検査
- ヲ. 写真診断 : 単純撮影(胸部)
- ワ. 撮影 : 単純撮影(胸部)

注3 腎代替療法に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においては、腎代替療法実績加算として、100点を所定点数に加算する。